

この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
第311条の2	第2章 焼却設備 (適用) この章の規定は、焼却炉の最大処理熱量が毎時12万6千キロジュール未満の焼却設備については、適用しない。		第2章 焼却設備 (A) 「焼却設備」とは、廃油等の廃棄物を焼却処理するための設備をいい、具体的には焼却炉、燃焼装置、補機及び管装置、煙路、補助燃料油タンク、廃棄物のタンク、制御装置等をいう。 (適用) 311-2.0(a) 「最大処理熱量」とは、計画した焼却状態で連続焼却した場合の最大発熱量をいい、施行規則第56条の3の規定により指定を受けた焼却炉の制限温度で焼却する場合の処理熱量とする。
第311条の3	(適用範囲) この章の規定により難い特別の事情がある場合には、管海官庁が焼却設備の構造、使用方法等を考慮して許可したものに限り、この章の規定によらないことができる。 2 この章に規定していないものにあつては、管海官庁が当該船舶の焼却設備の効用に支障があるかどうかを審査してその使用を承認するものとする。		
第311条の4	(材料) 焼却設備に使用する材料は、耐火性のものであり、かつ、耐食性のものでなければならない。ただし、管海官庁が承認した場合は、この限りでない。		(材料) 311-4.0(a) 焼却設備に使用する材料であっても、火炎に直接触れるおそれのない部分及び高温となるおそれのない部分に使用するものについては、耐火性のものでなくても差し支えない。また、塩化水素等の腐食性を有する物質に触れるおそれのない部分に使用するものについては、耐食性のものでなくても差し支えない。
第311条の5	(構造) 焼却設備の構造は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 1 容易に点検及び保守ができるものであること。 2 船体の動揺及び振動に十分耐えるものであること。 3 焼却炉、煙突その他の焼却設備の高熱部分で取扱者に傷害を与えるおそれのあるもの又は火災の危険のあるものには、適当な防熱措置を講じたものであること。 4 点火前に炉内の滞留ガスを排出できるように装置されていること。 5 炉底からドレンが滴下しないものであること。 6 焼却炉から燃焼ガスが漏れないものであること。 7 煙突の端を燃焼ガスが船内に浸入しないような位置に導くこと。 8 固体の廃棄物を投入する焼却炉の投入口は、二重扉とすること。ただし、バックファイヤのおそれのないもの又は管海官庁が投入口の構造等を考慮して承認したものについては、この限りでない。 9 点火が自動的に行われるものにあつては、燃料の供給が点火装置の始動に先行しないものであること。 10 廃棄物及び燃料を自動的に供給できる装置を有するものにあつて		(構造) 311-5.0(a) 第3号の「適当な防熱措置」とは、冷却装置、金属板又は油密性の物質で被覆されたロックウール等によって防熱処理を行うことをいう。 (b) 第4号の規定については、次に掲げるところによること。 (1) 点火が自動的に行われるものにあつては、焼却炉内のガスが強制的に排出されるよう装置されており、かつ、当該装置の始動が点火装置の始動に先行するものであること。ただし、自然換気により焼却炉内の滞留ガスが排出される構造となつているものにあつては、この限りでない。 (2) 点火が自動的に行われないものにあつては、点火前に焼却炉内を十分に換気できるような扉又は焼却炉内のガスが強制的に排出されるような装置を有するものであること。 (c) 第6号の「燃焼ガスが漏れないもの」とは、有機塩素化合物等(第311条の10の有機塩素化合物等をいう。)の焼却の用に供する焼却炉にあつては、気密構造のものをいう。 (d) 第8号の「バックファイヤのおそれのないもの」とは、焼却中の炉素力が大気圧よりも低くなるような構造のもの又は廃棄物の投

	は、これらの供給を調整できるものであること。		入時の火炎の大きさを自動的に調整する装置等を有するものをいう。 (e) 第8号の「管海官庁が投入口の構造等を考慮して承認したもの」とは、ベルトコンベア等による自動投入方式の焼却炉であって投入口からの火炎の危険性がないものをいう。
第311条の6	(煙路) 2個以上の焼却炉の煙路を連結する場合、又は焼却炉の煙路とボイラの煙路を連結する場合は、停止している焼却炉に燃焼ガスが浸入しないように装置しなければならない。 2 焼却炉の煙路は、内燃機関の排気管と連結してはならない。		
第311条の7	(液状廃棄物のタンクの弁) 液状廃棄物のタンクから吸引する管にはタンク壁に連結する箇所確実に閉鎖できる弁又はコックを備えなければならない。 2 前項の弁又はコックは、その設置場所の外部において閉鎖できる装置を取り付けたものでなければならない。ただし、管海官庁がタンクの容量等を考慮して承認した場合は、この限りでない。		(液状廃棄物のタンクの弁) 311-7.2(a) 「管海官庁がタンクの容量等を考慮して承認した場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (1) タンクの容量が1kl以下である場合 (2) 危規則で規定する危険物に該当する廃棄物以外の廃棄物の保管の用に供するものである場合
第311条の8	(すえ付) 焼却炉は、その周囲に、検査、修理及び操作のための適当な余地を残してすえ付けなければならない。 2 焼却炉は、堅固な台上にすえ付けなければならない。		
第311条の9	(通風装置) 焼却炉を閉囲された場所に設置する場合には、その設置場所に適当な通風装置を備えなければならない。		
第311条の10	(ガス検定器) 有機塩素化合物その他告示で定める物質（以下「有機塩素化合物等」という。）の焼却の用に供する焼却炉を、閉囲された場所に設置する場合には、当該焼却炉から漏れた燃焼ガスの存在を乗組員が速やかに認めることができる適当な場所に、ガス検定器を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該焼却炉の用途を考慮して承認した場合は、この限りでない。		(ガス検定器) 311-10.0(a) 「適当な場所」とは、一酸化炭素等の空気より比重の小さいガスを検知するガス検定器にあつては焼却炉の真上の天井付近の場所を、塩化水素等の空気より比重の大きいガスを検知するガス検定器にあつては焼却炉周囲の床付近の場所をいう。 (b) 「当該焼却炉の用途を考慮して承認した場合」とは、船舶内にいる者の日常生活に伴い生じる廃棄物の焼却の用に供する焼却設備である場合をいう。
第311条の11	(安全装置及び警報装置) 焼却設備には、次に掲げる場合に、自動的に焼却炉への廃棄物及び燃料の供給を停止できる安全装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が承認した場合は、この限りでない。 1 船舶安全法施行規則第56条の3の規定により指定を受けた焼却炉の制限温度を超えたとき。 2 火炎が消失したとき。 2 焼却設備には、次に掲げる場合に、異常を直ちに知ることができる警報装置を備えなければならない。 1 警報装置の電源が断たれたとき。 2 冷却装置を有するものにあつては、当該装置が停止したとき。 3 廃棄物の焼却炉内への供給が圧力噴霧式のものにあつては、噴霧圧力が低下したとき。 4 燃料の焼却炉内への供給が圧力噴霧式のものにあつては、噴霧圧力が低下したとき。 5 燃焼に必要な空気を供給する装置を有するものにあつては、当該装置が停止したとき。 6 前項各号に掲げるとき。		(安全装置及び警報装置) 311-11.1(a) 「管海官庁が承認した場合」とは、焼却設備が機関室等の乗組員が常時いる場所に設置されている場合であつて、異常発生後速やかに対処するための手動の安全装置が設けられている場合をいう。 311-11.2(a) 警報装置は、可視可聴の警報を発するものであること。
第311条の12	(測定装置等) 焼却設備には、焼却炉ごとに次に掲げる計器又は測定装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が承認した場合は、第3号及び第4号に掲げる計器及び測定装置を備えることを要しない。 1 温度測定装置 1個 2 廃棄物及び燃料の焼却炉内への噴霧圧力を示す圧力計（圧力噴霧式		(測定装置等) 311-12.1(a) 「管海官庁が承認した場合」とは、311-10.0(b)の場合をいう。 (b) 温度測定装置による測定箇所は、焼却炉の壁面のうち火炎に近い箇所であつて、火炎の状態にかかわらず一定の処理熱量に対して安定的な温度を示す箇所であること。ただし、煙路内の燃焼ガスの温度が一定の処理熱量に対して安定的である場合にあつては、煙路内

	<p>の場合に限る。) 各1個</p> <p>3 廃棄物及び燃料の流量計 (液状の有機塩素化合物等の焼却の用に供する焼却設備に限る。) 各1個</p> <p>4 燃焼ガス中の一酸化炭素、二酸化炭素及び酸素の濃度を連続して測定できる装置 (有機塩素化合物等の焼却の用に供する焼却設備に限る。) 各1個</p> <p>2 前項各号に掲げる計器又は測定装置は、十分な耐久性を有し、かつ、船体の振動及び動揺、湿気等によってその機能に影響を受けないものでなければならない。</p>		<p>の壁面のうち燃焼室の出口から 1m 以内の箇所として差し支えない。</p>
<p>第311条 の13</p>	<p>(管海官庁の指示)</p> <p>焼却設備には、第311条の4から前条までに規定するもののほか、当該焼却設備の構造、使用方法等を考慮して、管海官庁が必要と認めて指示する措置を講じなければならない。</p>		